

環境主張建設資材の適合性証明の

申請手引き

一般財団法人 建材試験センター
性能評価本部 性能評定課

1. 申請時に必要な書類

申請に関しては、以下の書類を提出頂きます。（所定様式用の紙（フォーマット）は（https://www.jtccm.or.jp/biz/seino/siryo_list/tabid/273/Default.aspx）ページ下方よりダウンロードできます。）

1) 申請書

（別紙様式－1Gによる）

2) 資材概要説明書

（別紙様式BGによる）

資材概要説明書で求める添付書類では次のものがあります。

① 申請資材を特定・識別できる資料

・カタログ・図面等

② 環境主張に関する資料

・ネガティブチェックシート（所定様式）

添付資料として、法令等の要求事項を遵守している立証資料

（法令に基づいた市町村長へ届出の写し等）

・環境主張シート（所定様式）

添付資料として、環境主張項目の立証資料

（第三者検証若しくは、第三者検証に準ずる検証がなされた資料）

③ 申請資材が所定品質を安定供給されていることの書類

・使用実績、生産量、製造管理（製造工程図等）、品質管理の体制等

④ 申請資材が所定の品質性能を有していることの書類

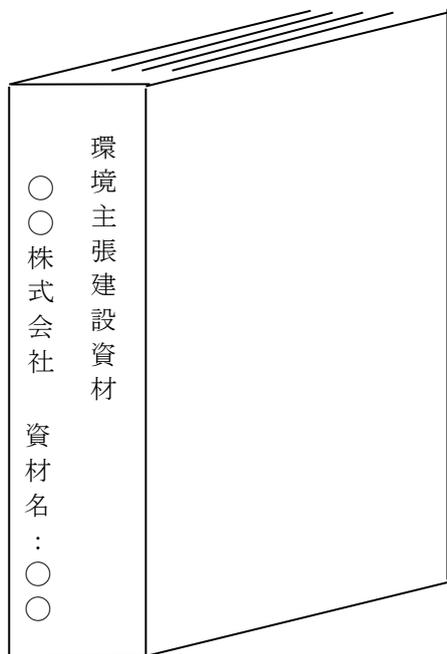
・品質確認の際に適用した規格、品質性能試験結果報告書等

⑤ 申請資材が使用現場での品質を保証・証明する書類

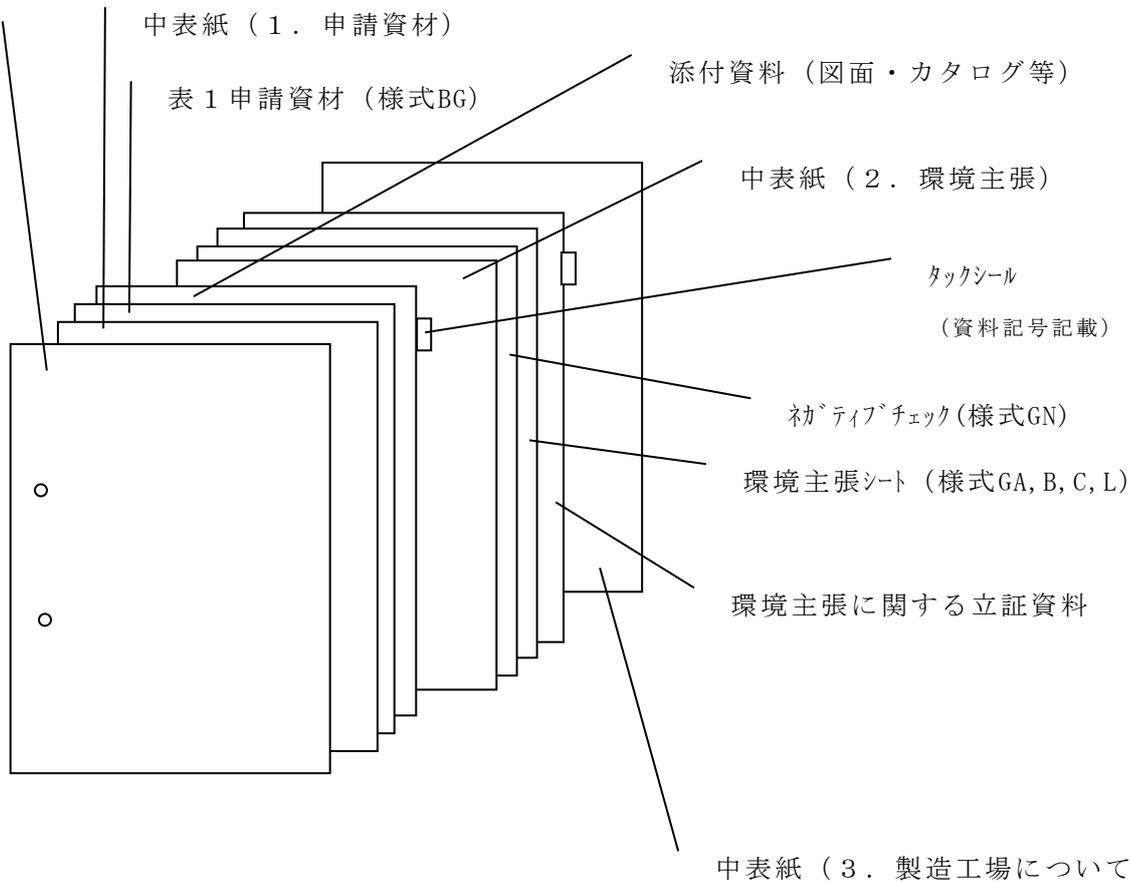
・製品の現場納品に関する社内規程類、施工者と取決めを定めたもの（現場施工マニュアル等）、品質保証の範囲等

申請の際には、事務処理の都合上提出頂く書類一式をパイプ式ファイルA-4（申請者ご負担）に綴って提出願います。尚、背表紙には、会社名及び資材名称を表示願います。（ファイリング例参照願います。）また、同時に、申請関係書類を可能な範囲で結構ですので、フロッピー、MO等の電子ファイルとして、パイプ式ファイルに添付して提出願います。

(ファイリング例)



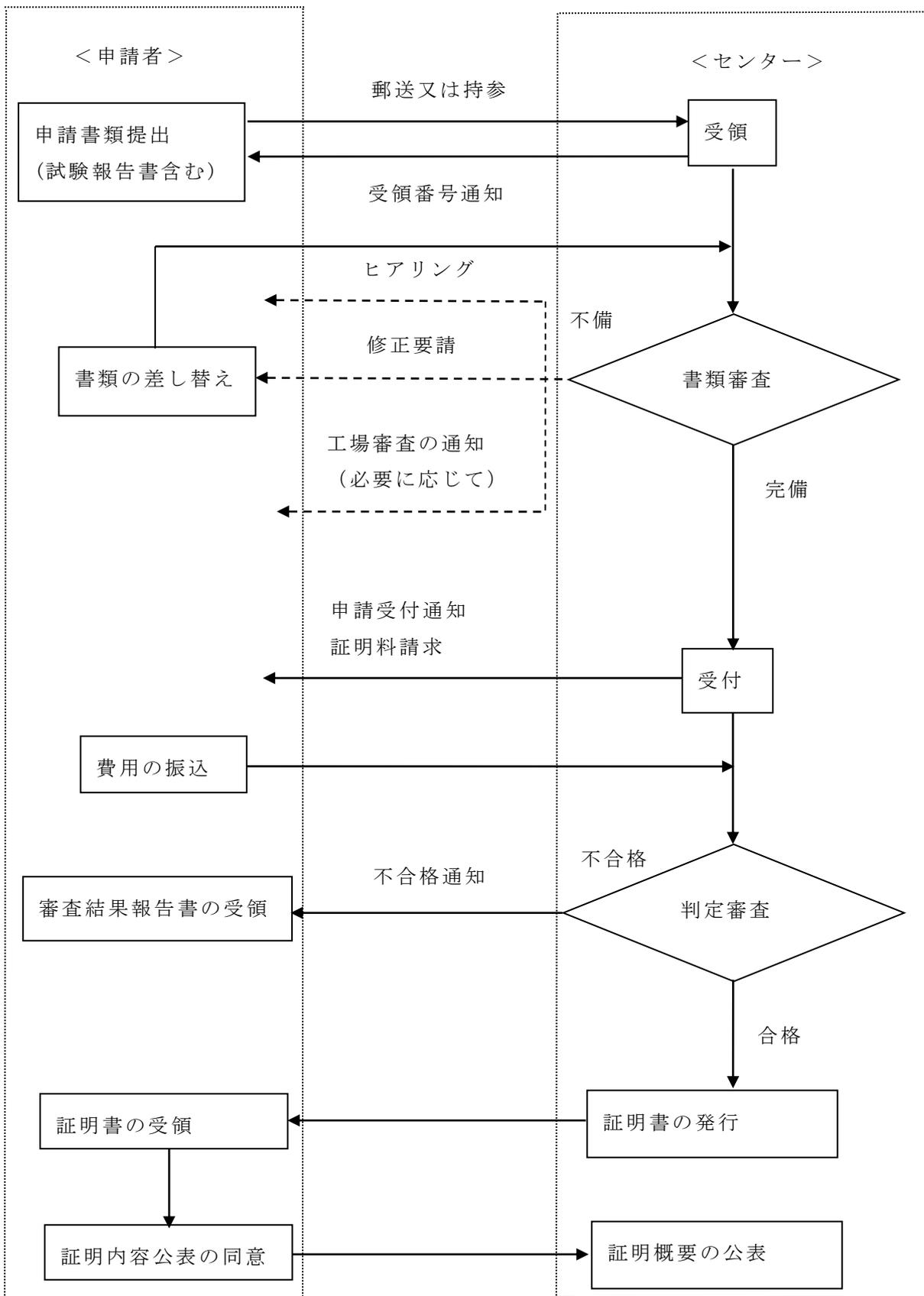
申請書
(様式-1G)



以下同様に所定様式、添付資料の
順にファイリング願います

2. 業務の手順

受付から証明書の発行までの業務手順は、下図に示すフローとなります。



3. 申請書の受付・書類審査

(1) 受付について

申請は、郵送、持参いずれでも結構です。申請書類は、提出頂く書類のチェックを行わずに受領致します。

(2) 書類審査について

受領後、当センターにて書類審査を行います。その結果により、提出頂いた書類の修正をお願いする場合があります。また、必要に応じてヒアリング、工場審査を行う場合があります。

(3) 申請の受理について

必要書類の完備が確認され次第、申請の受理を行います。受理につきましてはその旨を書状でご通知致します。

4. 環境主張建設資材の適合性証明料金の請求

環境主張建設資材の適合性証明書費用は、下記の通りです（但し、工場審査費用及び消費税は含まれておりません）。請求書受領後当月内にお支払い願います。

新規申請料金420,000円/件（税込み）（1製品1工場単位）

JIS, ISO等認証工場の場合315,000円/件（税込み）

5. 審査及び証明書の発行

(1) 審査について

審査の基準は、当事業で定める「判定基準」によります。その概要は、申請時に必要な書類に添って、環境主張、品質性能、安定した品質の資材供給の保証が主要な審査基準となります。

(2) 証明書の発行

審査基準に適合した資材は、受付日より1カ月以内に証明書を発行します。適合しなかった資材も同様に、不適合の理由を記した書面を送付致します。なお、証明書を発行した製品につきましては、当センター機関誌及びホームページ等で掲載する予定です。

本事業に関する担当窓口

■一般財団法人建材試験センター 性能評価本部性能評定課 担当

〒340-0003 埼玉県草加市稻荷5-21-20

TEL : 048-935-9001 FAX : 048-931-8324